平成２２年（フ）第５７０号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町２丁目530番地の１―401
債務者　小條　勝明
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
大阪府和泉市和気町２丁目３番１―110号
債務者　横田　吉廣
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５９８号
大阪府泉大津市楠町西２番２―502号
債務者　大西　裕樹
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４１５号
盛岡市青山１丁目19番60号　ファミール青山Ａ―２号
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５０４号
神奈川県小田原市早川853番地　西湘老人ホーム、住民票上の住所神奈川県小田原市早川169番地イ号
債務者　鈴木　貞子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５３０号
神奈川県秦野市北矢名998番地の７　グリーンハイツＡ―２
債務者　五味　　正
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５３３号
神奈川県平塚市八千代町16番２号　プリマベーラ202号
債務者　逆藤亜希子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２４７号
愛知県江南市宮後町王塚195番地
債務者　曽我部正行
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３１７号
愛知県一宮市赤見４丁目９番21号　ブリーズ95・201号
債務者　八木誠一郎
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５９５号
大阪府泉佐野市湊２丁目１番23号
債務者　原野　淑美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５９９号
大阪府和泉市富秋町１丁目３番34号
債務者　加来田千穂子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６０４号
大阪府泉佐野市鶴原927番地の１―６―101
債務者　古木とよ子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６０６号
大阪府泉南市樽井１丁目５番16号
債務者　市道　　瞳
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
香川県観音寺市観音寺町3406番地19
債務者　高辻　　護
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第４３号
香川県観音寺市観音寺町3406番地19
債務者　高辻　直代
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第６０２号
千葉県市川市塩浜４丁目２番８棟1108号　ハイタウン塩浜
債務者　新村不二夫
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７４５号
千葉市若葉区西都賀１丁目18番７―101号
債務者　松野下英之
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係